

しらさぎ職員のみなさんへ このような時は申請してください

～慶弔見舞金申請・特別休暇についてのご案内～

～慶弔見舞金申請について～

次のようなときには慶弔見舞金を申請できます
申請書をご提出ください（申請書は事務まで）

①お祝い金

- ★結婚 10,000円
- ★子の誕生 10,000円



②弔慰金

- ★職員本人が亡くなった時 花輪及び20,000円
- ★配偶者が亡くなった時 花輪及び10,000円
- ★父母（義父母含む）及び子が亡くなった時 10,000円
- ★その他の同一世帯者が亡くなった時 10,000円

③お見舞金

- ★病気入院を1週間以上した時 10,000円
- ★労災で補償金が下りた時 補償金の2/3
（非常勤は勤務時間数による）

※共助会加入者の方は共助会より別途支給がありますので
事務までお問い合わせください。



～特別休暇（有給）について～

次のようなときには以下の日数で特別休暇が申請できます
年次有給休暇及び休暇取得申請書に「特休」と明記の上、証明書類を
添付し、申請してください

【結婚・出産】

- ★結婚・・・本人 7日 子・・・3日
（結婚式・入籍のいずれか遅い日から6か月以内に）
- ★配偶者の出産・・・2日（出産（予定）日を含む14日以内で）



【忌引】※いずれも亡くなった日から14日以内で

- ★配偶者の死亡・・・7日
- ★父母が亡くなった時・・・7日
- ★義父母（※）が亡くなった時・・・3日
- ★子が亡くなった時・・・5日
- ★子（姻族）（※）が亡くなった時・・・2日
- ★兄弟・姉妹・祖父母が亡くなったとき・・・（血族）3日、（姻族）1日
- ★孫・伯叔父母（血族のみ）が亡くなった時・・・1日



（※）生計を一にする姻族の場合は血族に準じた日数。

【その他】

- ★天災など本人の責任ではなく出勤ができないとき・・・必要日数と時間（最大5日）
- ★（インフルエンザ等）指定の感染症と診断された場合・・・指示日数

日にちはいずれも最大日数。

忌引の際は、予めの出勤予定日のみ取得可。

令和2年3月現在
社会福祉法人 城南会